



福島県立中学校・高等学校入学者選抜方法の
改善等に関する調査研究報告書

令和6年8月27日

令和6年度福島県立中学校・高等学校
入学者選抜事務調整会議

令和6年8月27日

福島県教育委員会教育長
大沼博文様

令和6年度福島県立中学校・高等学校
入学者選抜事務調整会議委員長 丹野純一

福島県立中学校・高等学校入学者選抜方法の改善等について（報告）

このことについて、令和6年度福島県立中学校・高等学校入学者選抜事務調整会議は、令和6年6月11日、福島県教育委員会教育長より「福島県立中学校・高等学校入学者選抜の方法について、前年度の調査研究報告書及び入学者選抜の実施状況に基づき、調査研究を行う」ことについての要請を受け、同日、7月11日及び8月27日の3回にわたり会議を開き、審議した結果を下記のとおり報告する。

記

当会議は、次の事項について検討を行った。

- I 福島県立中学校入学者選抜について
 - 1 令和7年度福島県立中学校入学者選抜における基本方針について
 - 2 令和7年度福島県立中学校入学者選抜日程について
- II 福島県立高等学校入学者選抜について
 - 1 令和7年度福島県立高等学校入学者選抜における基本方針について
 - 2 令和7年度福島県立高等学校入学者選抜日程について
 - 3 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書の在り方について
 - 4 令和7年度福島県立高等学校入学者選抜に係る改善について
 - 5 令和8年度福島県立高等学校入学者選抜日程について
- III 今後の福島県立中学校・高等学校入学者選抜について

目 次

報 告

ページ

I	福島県立中学校入学者選抜について	
1	令和7年度福島県立中学校入学者選抜における基本方針について	1
2	令和7年度福島県立中学校入学者選抜日程について	2
II	福島県立高等学校入学者選抜について	
1	令和7年度福島県立高等学校入学者選抜における基本方針について	
	前期選抜	3
	後期選抜	4
	連携型選抜	4
2	令和7年度福島県立高等学校入学者選抜日程について	
	(1) 前期選抜関係日程	5
	(2) 後期選抜関係日程	5
	(3) 連携型選抜関係日程	6
	(4) 通信制の課程における選抜関係日程	6
	(5) 外国人生徒等に係る特別枠選抜関係日程	6
3	令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書の在り方について	
	調査書の様式	6
	調査書の活用の仕方	7
4	令和7年度福島県立高等学校入学者選抜に係る改善について	
	(1) 前期選抜における特色選抜の在り方について	
	ア 定員枠について	7
	イ 「志願してほしい生徒像」について	7
	ウ 志願理由書について	8
	(2) 調査書の扱いについて	
	ア 「各教科の学習の記録」について	8
	イ 「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」について	8
	(3) 前期選抜における一般選抜の学力検査と調査書の成績の取扱いについて	9
	(4) 面接の在り方について	9
	(5) 小論文(又は作文)の在り方について	9
	(6) 自己申告書について	9
	(7) 各高等学校の選抜方法及び選抜資料の取扱いについて	10
	(8) 外国人生徒等に係る特別枠選抜について	10
	(9) 入学願書について	10
	(10) 募集要項等について	11
	(11) 志願理由書の作成について	11
	(12) 前期・連携型選抜における合格者発表について	11
	(13) 障がい等のある志願者に対する配慮について	11
	(14) 東日本大震災により避難している志願者に対する配慮について	12
	(15) 追検査等について	12
	(16) 追検査等の対象について	12
	(17) 県立高等学校から県立特別支援学校への出願先変更について	12
	(18) 地域協働推進校等における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて	12
	(19) ウェブ出願システム、デジタル採点システムの導入について	12
5	令和8年度福島県立高等学校入学者選抜日程について	
	(1) 前期選抜日程	13
	(2) 後期選抜日程	13
III	今後の福島県立中学校・高等学校入学者選抜について	13

- | | | |
|----|---|----------------------------|
| 資料 | 1 | 令和7年度福島県立中学校・高等学校入学者選抜関係日程 |
| | 2 | 令和7年度福島県立中学校入学志願に関する調査書 |
| | 3 | 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書 |
| | 4 | 令和7年度特色選抜志願理由書 |
| | 5 | 自己申告書 |
| | 6 | 令和8年度福島県立中学校・高等学校入学者選抜関係日程 |

I 福島県立中学校入学者選抜について

1 令和7年度福島県立中学校入学者選抜における基本方針について

令和7年度福島県立中学校入学者選抜における基本方針については、次のようにすることが望ましいとの結論を得た。

県立中学校（以下「中学校」という。）入学者選抜は、志願者の意欲・能力・適性等を総合的にみる選抜（以下「一般選抜」という。）によって行う。ただし、ふたば未来学園中学校においては、スポーツ選抜を行うことができる。選抜に当たっては、適性検査等の結果及び小学校の校長から提出される調査書を資料として総合的に判定し、入学予定者を決定するものとする。

1 一般選抜

(1) 一般選抜は、各中学校の特色に配慮しつつ、各中学校の教育を受けるに足る意欲・能力・適性等を総合的に判断する選抜とし、すべての中学校で実施する。一般選抜には、その募集定員の中に各校の特色に応じて地域枠を設けることができる。なお、地域枠の選抜方法の内容は、一般選抜と同じとする。

(2) 選抜の資料は次のとおりとする。

① 適性検査

問題発見・解決能力、思考力、判断力、表現力等、小学校教育において身に付けた総合的な力をみるために、次の内容で検査を行う。

ア 検査1

言語（外国語を含む。）に関する力をみる内容。

イ 検査2

数量や図形に関する力をみる内容。

ウ 検査3

自然や社会に関する力をみる内容。

② 面接

志願者の目的意識、意欲や長所等をみる。

③ 調査書

調査書は、福島県教育委員会教育長が定める様式及び調査書作成要領に基づき、志願者の在学している小学校の校長が作成する。

調査書には、各教科の学習の記録、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録などの記載を求め、小学校での学習や生活の状況をみる。

④ その他

志願者の目的意識や地域への思い等について確認するため、志願理由書を用いることを可能とする。

2 スポーツ選抜

(1) スポーツ選抜は、運動能力や、中学校が行おうとする教育への意欲や態度、適性等を総合的にみて判断する選抜とし、ふたば未来学園中学校において実施する。

(2) 選抜の資料は次のとおりとする。

① 実技検査

中学校が求める生徒像に応じて内容を定めて実施し、運動能力をみる。

② 作文

与えられた課題について考えたことや感じたことなどを定められた文字数でまとめ、表現する力をみる。

③ 面接

志願者の目的意識、意欲や長所等をみる。

④ 調査書

調査書は、福島県教育委員会教育長が定める様式及び調査書作成要領に基づき、志願者の在学している小学校の校長が作成する。

調査書には、各教科の学習の記録、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録などの記載を求め、小学校での学習や生活の状況をみる。

⑤ 志願理由書

志願者の目的意識や小学校での各種大会の成績等をみる。

3 入学予定者の決定に当たっては、次の手順で行う。

(1) 一般選抜は、まず、適性検査の成績の合計並びに調査書の成績のいずれもが定員内にある者で、かつ調査書の記載事項及び面接の結果に特に問題のない者を入学予定者とし、次にその他の者については、適性検査の成績、調査書の記載事項並びに面接の結果を十分に精査して、総合的に判定し、入学予定者を決定する。

ただし、学校の特色に応じて、上記によらず適性検査の成績、調査書の記載事項並びに志願理由書及び面接の結果を十分に精査して、総合的に判定し、入学予定者を決定することを可能とする。

(2) スポーツ選抜は、志願理由書、実技検査及び作文の成績、調査書の記載事項並びに面接の結果を十分に精査して、総合的に判定し、入学予定者を決定する。

4 選抜結果については、志願者に通知するものとする。

5 入学辞退その他の理由により入学予定者の定員に欠員が生じた場合は、入学予定者とならなかった者の中から速やかに新たな入学予定者を決定し、入学の意思を確認の上、補充するものとする。

2 令和7年度福島県立中学校入学者選抜日程について

令和7年度福島県立中学校入学者選抜日程については、一般選抜及びスポーツ選抜の実施日を令和7年1月11日（土）、選抜結果通知の発送日を同年1月21日（火）とし、以下のとおりとすることが望ましいとの結論を得た。

なお、出願は志願者ごとに行うため、持参による出願が出願最終日に集中した場合受付事務において迅速な対応が困難となることから、出願は郵送に限るものとし、最終日の消印有効とすることが望ましい。

出願書類提出	令和6年12月4日（水）～12月10日（火）
一般選抜及びスポーツ選抜	令和7年1月11日（土）
選抜結果通知発送	同 1月21日（火）
入学確約書提出	同 1月22日（水）～1月28日（火）
欠員補充	同 1月29日（水）～2月4日（火）

Ⅱ 福島県立高等学校入学者選抜について

1 令和7年度福島県立高等学校入学者選抜における基本方針について

令和7年度福島県立高等学校入学者選抜における前期選抜、後期選抜及び連携型選抜の基本方針については、次のようにすることについて確認した。

各高等学校は自校のアドミッション・ポリシーに基づいて生徒を募集し、各選抜を実施する。

前期選抜

前期選抜の志願者は、出願した高等学校において、各高等学校の特色を踏まえた選抜（以下「特色選抜」という。）と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（以下「一般選抜」という。）のいずれか又は両方を受験することができるものとする。

前期選抜の志願者全員に学力検査を課す。

○ 学力検査を実施する教科は、全日制の課程においては、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とする。

定時制の課程においては、各高等学校の判断により、実施教科を減じることができるものとする。

また、定時制の課程においては、年齢18歳以上の者については、学力検査を免除することができるものとし、学力検査を免除した場合、小論文（又は作文）を実施することができるものとする。

○ 学力検査の問題作成に当たっては、中学校学習指導要領に示された各教科の目標及び内容を踏まえて、基礎的・基本的な内容の確実な定着をみる出題を一層工夫するとともに、論述式の解答を求める出題や思考力・分析力を問う出題をさらに工夫するものとする。

○ 学力検査問題の配点については、各問の標準配点に留意しつつ、各高等学校の判断により配点ができるものとする。

さらに、各高等学校は、特色選抜、一般選抜の順に合否判定を行い、各選抜の合格者を併せて発表するものとする。

1 特色選抜

特色選抜は、各高等学校が自校の特色に応じた「志願してほしい生徒像」を選抜方法と併せて明示し、志願者が、それに応じて自分の志願したい高等学校を主体的に選択し出願できる選抜とする。選抜に当たっては、志願者の個性や学ぶ意欲を重視するとともに、自校の特色に応じた選抜となるよう選抜資料を活用し、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

なお、特色選抜の性格をより明確にするため、各高等学校の「志願してほしい生徒像」については、より具体的な記載を可能とする。

(1) 選抜に当たっては、志願理由書の記載内容、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）の結果を資料とする。なお、各高等学校の判断により、学校の特色や学科の特性に応じて、小論文（又は作文）、実技等（以下「特色検査」という。）の結果を選抜資料に加えることができるものとする。

(2) 特色選抜においては、各高等学校が自校の教育目標にふさわしい入学者を選抜するため、志願者を多面的・多角的に評価するための資料の一つとして特色面接の結果及び特色検査を実施した場合にはその結果を積極的に活用するものとする。

(3) 特色選抜の定員枠については、県教育委員会が定める範囲の中で、各高等学校が、その特色や学科の特性に応じて設定するものとする。

(4) 合否の判定に当たっては、調査書の審査結果、学力検査の成績、特色面接の結果及び特色検査を実施した場合にはその結果の比重を、県教育委員会が定めた範囲内で各高等学校がその特色や学科の特性に応じて定めるものとする。

2 一般選抜

一般選抜は、中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜とする。選抜に当たっては、学力検査の成績、調査書の審査結果を資料とし、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）を実施する高等学校においては一般面接の結果を併せて資料とし、各高等学校の特色、学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

- (1) 特定の教科の学力検査の配点の比重を変える傾斜配点については、各高等学校の特色・学科の特性を考慮し、各高等学校の判断により実施することができるものとする。
また、志願者の自己申告による傾斜配点についても、各高等学校の判断により実施できるものとする。
- (2) 一般選抜の合否判定に当たっては、学力検査と調査書の成績の比重を原則として同等とする。
ただし、各高等学校が自校の特色化を図るために必要と判断する場合には、学力検査と調査書の成績の比重を変えることができるものとする。
- (3) 一般面接については、各高等学校の判断により実施できるものとする。

後期選抜

後期選抜は、前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）により定員（併設型中高一貫教育校における高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中高一貫教育校における中学校から当該高等学校への入学を志願する者の数を除いた数とする。）を充足しない高等学校において実施するものとし、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願できる選抜とする。

選抜に当たっては、調査書の審査結果、面接の結果及び小論文（又は作文）の結果を資料として、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

なお、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は出願できないものとする。

- 1 選抜に当たっては、調査書の成績とともに、面接の結果及び小論文（又は作文）の結果を十分に精査する。
- 2 前期選抜に係る学力検査の成績は、後期選抜の資料とはしないものとする。
- 3 後期選抜における面接は、志願者の学ぶ意欲をみる内容とともに、中学校における学習活動の成果を問う内容を含むことができるものとする。

なお、併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者については、各選抜に出願することはできないものとする。

連携型選抜

連携型中高一貫教育を実施する中学校（以下「連携型中学校」という。）から連携型中高一貫教育を実施する高等学校（以下「連携型高等学校」という。）への入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）における基本方針は、次のとおりとする。

1 趣旨

連携型高等学校において、連携型中学校から目的意識や意欲のある生徒の入学を促進し、6年間を通して生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を図るため、連携型選抜を実施する。

2 実施高等学校及び対象中学校・義務教育学校

- (1) 県立白河実業高等学校及び埴町立埴中学校
- (2) 県立南会津高等学校及び南会津町立田島中学校・荒海中学校
- (3) 県立相馬総合高等学校及び相馬市立中村第一中学校・中村第二中学校・向陽中学校・磯部中学校、新地町立尚英中学校
- (4) 県立ふたば未来学園高等学校及び浪江町立なみえ創成中学校、葛尾村立葛尾中学校、双葉町立双葉中学校、大熊町立学び舎ゆめの森、富岡町立富岡中学校、川内村立川内小中学園、檜葉町立檜葉中学校、広野町立広野中学校

3 募集定員

募集定員枠については、別に公告する募集定員の30%を下限とし、各連携型高等学校が学校・学科の特色や地域の特性に応じて設定する。

ただし、定員枠については、当該高等学校長はあらかじめ県教育委員会と協議するものとする。

また、特色選抜の募集定員枠は、これとは別に設定するものとし、併設型中高一貫教育校における高等学校においては、これらの割合について、別に公告する募集定員から当該高等学校に係る併設型中高一貫教育校における中学校の第3学年に在学する者（11月1日現在）の数を除いた数に対する割合とする。

なお、合否の判定に当たっては、志願者の動向や各高等学校・学科の実態に応じて、弾力的に対応することができる。

4 出願資格

連携型高等学校の連携型選抜に出願することができる者は、当該高等学校と連携している中学校を卒業する見込みの者とする。

なお、連携型中学校を卒業する見込みの者は、当該中学校と連携している高等学校の特色選抜へ出願することはできない。

5 選抜の方法

志願者の個性や学ぶ意欲をみるとともに、連携している内容に応じた選抜となるよう配慮し、各連携型高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

- (1) 志願者全員に学力検査を課す。学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とし、学力検査の問題作成や配点については、前期選抜と同様とする。
- (2) 選抜に当たっては、中学校長から提出された調査書の審査結果、学力検査の成績及び連携型選抜に係る面接（以下「連携型面接」という。）の結果を資料とする。
なお、各連携型高等学校長の判断により、各連携型高等学校が連携している教育課程に基づいた内容に応じた選抜方法に加え、学校の特色や学科の特性等に関する内容に応じた選抜方法（以下これらを「連携型検査」という。）を選択して実施した場合には、それらの結果を併せて資料として選抜を行うことができるものとする。
- (3) 合否の判定に当たっては、調査書の審査結果、学力検査の成績、連携型面接の結果及び連携型検査を実施した場合にはその結果の比重を、県教育委員会が定めた範囲内で各高等学校がその特色や学科の特性に応じて定めるものとする。
- (4) 連携型選抜の志願者は、出願した高等学校において一般選抜にも出願できるものとするが、その場合、各連携型高等学校は、連携型選抜、一般選抜の順に合否判定を行う。

6 その他

連携型選抜に出願する者は、特色選抜との併願はできない。

アドミッション・ポリシーの策定に伴う対応

- 1 令和5年度に各校においてスクール・ポリシーを策定したことを受け、各校が自校のアドミッション・ポリシーに基づいて生徒を募集し、各選抜を実施するものとする。
- 2 各校の選抜方法の調査票及び募集要項にアドミッション・ポリシーを掲載することとする。

2 令和7年度福島県立高等学校入学者選抜日程について

令和7年度福島県立高等学校入学者選抜日程については、学力検査日を令和7年3月5日（水）、合格者発表日を同年3月14日（金）とし、これに伴うその他の選抜関係日程については、(1)～(5)のとおりとすることを確認した。

(1) 前期選抜関係日程

出願書類提出	令和7年2月 4日（火）～2月 7日（金）
出願先変更	同 2月10日（月）～2月13日（木）
調査書提出	同 2月14日（金）～2月17日（月）
学力検査	同 3月 5日（水）
面接等	同 3月 5日（水）～3月 7日（金）
追検査等	同 3月11日（火）～3月12日（水）
合格者発表	同 3月14日（金）

(2) 後期選抜関係日程

出願書類提出	令和7年3月17日（月）～3月18日（火）
--------	-----------------------

出願先変更	同 3月19日(水)
面接等	同 3月24日(月)
合格者発表	同 3月25日(火)

(3) 連携型選抜関係日程

出願書類提出	令和7年2月 4日(火)～2月 7日(金)
出願先変更	同 2月10日(月)～2月13日(木)
調査書提出	同 2月14日(金)～2月17日(月)
学力検査	同 3月 5日(水)
面接等	同 3月 5日(水)～3月 7日(金)
追検査等	同 3月11日(火)～3月12日(水)
合格者発表	同 3月14日(金)

(4) 通信制の課程における選抜関係日程

出願書類提出	令和7年2月 4日(火)～3月28日(金)
--------	-----------------------

(5) 外国人生徒等に係る特別枠選抜関係日程

出願書類提出	令和7年2月 4日(火)～2月 7日(金)
検査日	同 3月 5日(水)
合格者発表	同 3月14日(金)

3 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書の在り方について

令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書については、次のようにすることが望ましいとの結論を得た。

調査書の様式

1 令和7年度調査書の様式

令和7年度調査書の様式については、別紙様式に基づくものとする。

2 「各教科の学習の記録」

中学校生徒指導要録の「各教科の学習の記録」には、「観点別学習状況」と「評定」の記載事項があるが、記載事項の精選を図るために、各教科の学習状況を総括的に評価する「評定」を調査書の記載事項とするものとする。

(1) 必修教科の取扱い

「評定」の記載に当たっては、中学校生徒指導要録の記載どおりとし、1年から3年について5段階で記入する。

(2) 選択教科の取扱い

選択教科については、従来どおり、調査書の記載事項としないものとする。

3 「総合的な学習の時間の記録」

中学校生徒指導要録の「総合的な学習の時間の記録」には、「学習活動」、「観点」及び「評価」の三つの記載事項があるが、調査書への記載に当たっては、生徒の学習状況の顕著な事項や生徒にどのような力が付いたかなどの「評価」について文章で記入するものとする。

4 「特別活動等の記録」

「特別活動等の記録」については、中学校生徒指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の記載をもとに、文章や箇条書き等により端的に記入する。

「学級活動」「生徒会活動」「学校行事」については、活動の事実を1年から3年について記入するものとし、「その他の活動」については、スポーツ活動、文化活動及びその他の諸活動等について記入するものとする。

5 「長所・特技等の記録」

「長所・特技等の記録」については、中学校生徒指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の記載をもとに、地域クラブ活動等の実績等、特に優れている点や長所等を記入するなど、特に参考となる事項を記入するものとする。

なお、中学校において特に記述することが望ましいと判断するその他の事柄については、必要に応じてこの欄に文章や箇条書き等により端的に記入する。

6 「出欠の記録」

「出欠の記録」については、中学校生徒指導要録の「出欠の記録」に基づいて記入するものとする。

調査書の活用の仕方

1 前期選抜の特色選抜及び後期選抜においては、調査書の「各教科の学習の記録」のうち、必修教科の「評定」について、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の1年から3年の5段階の評定の合計を加えて、135点満点とする。

ただし、前期選抜の一般選抜においては、上記の135点に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の1年から3年の評定を合計し、195点満点とする。

2 調査書の「各教科の学習の記録」以外の記載項目については、各高等学校の判断により記載内容を点数化することができるものとする。

なお、前期選抜の一般選抜において「各教科の学習の記録」以外の記載項目を点数化する場合には、合計55点満点とする。ただし、「特別活動等の記録」の「学級活動」、「生徒会活動」、「学校行事」、「その他の活動」の各項目に配点すること。

3 調査書の成績は、「各教科の学習の記録」のみを点数化する場合には、上記「1」を満点とし、「各教科の学習の記録」以外の記載項目等も点数化する場合には、上記「1」の満点と「2」の満点の合計を満点とする。

4 合否の判定に当たっては、調査書の「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」の優れた評価、記述に配慮するとともに、「出欠の記録」を考慮するものとする。

5 年齢20歳以上の者については、各期の選抜において、調査書の提出を免除することができるものとする。

4 令和7年度福島県立高等学校入学者選抜に係る改善について

本県では、令和2年度福島県立高等学校入学者選抜において、生徒の主体性や個性、学ぶ意欲等を一層生かすとともに、高等学校が自校の特色化や魅力化をより進めることができるよう、大幅な改善を行った。

令和7年度入学者選抜においては、入学者選抜を一層適切かつ円滑に実施するため、改善の趣旨や事務手続き等について中学校及び中学生等に十分周知することが望ましいとの結論を得た。

(1) 前期選抜における特色選抜の在り方について

ア 定員枠について

特色選抜における定員枠の範囲については、選抜全体における特色選抜の位置付けやその趣旨を踏まえるとともに、各高等学校が自校の特色化や魅力化を図るために適切な定員枠を設定できるようにすることが必要である。

したがって、特色選抜における各高等学校の定員枠については、次のようにすることが望ましい。

- 定員枠については、各高等学校が当該学科の募集定員の5%～50%の範囲内で設定するものとする。
- 各高等学校は、学校・学科の特性等により必要と判断する場合には50%を超えて定員枠を設定することができるが、その場合の定員枠については、当該高等学校長はあらかじめ県教育委員会と協議するものとする。
- 合否の判定に当たっては、志願者の動向や各高等学校・学科の実態に応じて、弾力的に対応することができるものとする。

イ 「志願してほしい生徒像」について

前期選抜の特色選抜における各高等学校の「志願してほしい生徒像」については、選抜の趣旨を一層生かす観点から、次のようにすることが望ましい。

□ 高等学校においては、「志願してほしい生徒像」について、より具体的な記載を可能とするとともに中学生や保護者などにわかりやすく記述し、各高等学校における教育活動（学習指導や進路指導の特色、特別活動の特色等）の記述等についても工夫するよう努めるものとする。

また、体験入学や学校説明会等様々な機会や方法を通して、中学生や保護者などが各高等学校の教育活動に関する理解をより深められるようにするものとする。

□ 中学校においては、生徒に対する適切な進路指導の充実を図るとともに、特色選抜の趣旨や各高等学校の特色について生徒に十分理解させるよう努めるものとする。

□ 中学校における部活動の地域移行に伴い、部活動の実績等を選抜資料として評価する場合、地域クラブ活動等の実績等についても同等に評価するものとし、「志願してほしい生徒像」の記載において、中学校における部活動の加入のみで出願要件を限定しないものとする。

ウ 志願理由書について

志願理由書については、各高等学校が、自校の特色に応じて入学者を選抜するための資料として活用できるように記載項目を工夫し、志願者の志願理由や個性、学ぶ意欲等を評価することができるようにすることが必要である。

したがって、志願理由書については次のようにすることが望ましい。

□ 記載項目については、別紙様式に基づいて、各高等学校が定めるものとする。

□ 中学校においては、進路指導の充実にも努めるとともに、記載に係る指導においては生徒の主体性を十分尊重するものとする。

□ 高等学校は、中学校に対して、記載事項の趣旨及び記載方法等について周知するよう努めるものとする。

□ スポーツ活動や文化活動等の大会名等を志願理由書に記入する場合は、その記入方法については、各地区の中学校・高等学校間で十分に検討し、なお一層の共通理解を図るよう努めるものとする。

(2) 調査書の扱いについて

ア 「各教科の学習の記録」について

「各教科の学習の記録」は、志願者の中学校における学習活動の成果を総合的に評価したものであることから、選抜資料として適切に活用できるようにすることが必要である。

したがって、「各教科の学習の記録」については次のようにすることが望ましい。

□ 中学校においては、評価の一層の充実を図るなかで、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）による評定の客観性・公平性を高めるよう努めるものとする。

□ 高等学校においては、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）による評定について理解を深めるとともに、その特質を踏まえた活用について研究を進めるものとする。

イ 「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」について

「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」については、選抜資料として適切に活用できるようにするためにも、なお一層の記述の工夫が必要である。

したがって、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」については次のようにすることが望ましい。

□ 「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」の記入については、記入欄の趣旨や記入方法等について周知徹底を図るものとする。

□ スポーツ活動や文化活動等の大会名等の記入方法については、各地区の中学校・高等学校間で十分に検討し、なお一層の共通理解を図るよう努めるものとする。

□ 各高等学校は、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」の的確な評価方法について一層の研究を進めるものとする。

□ 部活動や地域クラブ活動等の実績等の評価の有無、評価の方法（点数化、段階評価など）、評価の観点（実績、取組内容など）は、各高等学校の選抜方法の調査票及び募集要項において明記するものとする。

- (3) 前期選抜における一般選抜の学力検査と調査書の成績の取扱いについて
各高等学校が一般選抜の可否判定に当たって学力検査と調査書の成績の比重を変える場合には、自校の特色化を図るために十分な効果が得られるようにすることが必要である。
したがって、各高等学校が比重を変える場合に設定する比率については次のようにすることが望ましい。
- 学力検査と調査書の成績の比重を変える場合には、各高等学校の判断により比率を設定することができるものとするが、その比率については、当該高等学校長はあらかじめ県教育委員会と協議するものとする。
- (4) 面接の在り方について
面接は、志願者の多様な個性や適性、学ぶ意欲等を直接に把握し、志願者のよさを多面的・多角的に評価する資料を得るために、基本方針における各選抜の趣旨を踏まえて実施する必要がある。
また、面接の内容・方法等については事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう工夫する必要がある。
したがって、面接を実施するに当たっては、次の点に配慮することが望ましい。
- 前期選抜において面接を実施する場合には、志願者の目的意識や中学校における活動状況等についての理解を深め、志願者のよさを適切に評価できるよう工夫するものとする。
 - 後期選抜の面接において、中学校における学習活動の成果を問う内容を含む場合には、志願者の基礎的・基本的な内容の定着などをより適切に評価できるよう、中学校学習指導要領を踏まえて、各高等学校が学校・学科の特色等に応じて創意工夫するものとする。
- (5) 小論文（又は作文）の在り方について
小論文（又は作文）については、これまで各高等学校の判断により実施され、志願者の能力・適性等を多面的・多角的に評価する資料の一つとして活用されてきた。さらに、定時制の課程においては、様々な入学動機や学習歴を持つ生徒に学習の機会を提供するという定時制の課程の社会的役割を踏まえ、志願者の学習意欲を適切に評価する資料として期待されている。
したがって、前期選抜の特色選抜、後期選抜、定時制の課程における前期選抜の一般選抜において小論文（又は作文）を実施する場合には、それぞれの選抜の趣旨を踏まえ、次のように実施することが望ましい。
- 小論文については、与えられた課題や資料等に関して、自分の考えを筋道を立てて記述させるなど、志願者の思考力、判断力、表現力などについて、中学校における学習活動の成果を評価できるように、各高等学校が学校・学科の特色に応じて創意工夫するものとする。
なお、小論文の課題や資料等の内容については、一部の教科の学力を問う内容に偏ることのないように留意するものとする。
 - 定時制の課程における前期選抜の一般選抜において、年齢18歳以上の志願者について学力検査を免除し小論文（又は作文）を実施する場合には、志願者の各高等学校での教育を受けるに足る能力・適性等をみるとともに、学習意欲を適切に評価できるよう工夫するものとする。
- (6) 自己申告書について
中学校において不登校であった生徒については、本人の希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書を出願に際して高等学校長に提出できるものとする。高等学校長は、提出された自己申告書を選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱うものとする。
自己申告書については、その性格上特に配慮が必要であるとともに、用紙の配付などについて改善意見があったことから、次のようにすることが望ましい。
- 自己申告書の様式については、別紙様式に基づくものとする。
 - 自己申告書を提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができるものとする。
また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるものとするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができるものとする。

る。

自己申告書用紙は、県教育委員会のホームページを活用することにより、原則として紙媒体での配付を行わないものとする。

- 自己申告書の提出に当たっては、志願者は、志願先の高等学校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参するものとする。

(7) 各高等学校の選抜方法及び選抜資料の取扱いについて

各高等学校の選抜方法及び選抜資料の取扱いについては、その趣旨等について説明を求める声があることから、各高等学校においては、次のようにすることが望ましい。

- 自校の選抜方法及び選抜資料の取扱いについて一層充実した情報提供に努めるものとする。
特に、前期選抜の一般選抜において学力検査と調査書の成績の比重を変える場合及び学力検査において傾斜配点を実施する場合には、その趣旨について説明するものとする。
- 面接及び小論文（又は作文）などの選抜資料の活用方法について一層研究を進めるものとする。
- 選抜資料の取扱い及び合否判定の結果について、十分に説明できるようにしておくものとする。

(8) 外国人生徒等に係る特別枠選抜について

本県では、これまで「外国人生徒等に係る特別枠選抜実施要綱」を設け、外国人生徒と海外帰国生徒に配慮した入学者選抜を実施してきた。また、出願者が日本に「帰化した生徒」である場合にも、一般の生徒と同じ入学者選抜では対応できないことが考えられる。

したがって、令和7年度入学者選抜においては、次のように実施することが望ましい。

- 外国人生徒等に係る特別枠選抜については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜における外国人生徒等に係る特別枠選抜実施要綱」に準じた内容で実施するものとする。
- 帰化した生徒等から出願希望があった場合には、各高等学校は県教育委員会と協議のうえ、個々の実態に応じて適切に対応するものとする。

なお、令和7年度入学者選抜から、次のように実施することを確認した。

- 学習言語としての日本語の習得が間に合わず、出願することができなかった者の受験機会を保証するために、出願条件となる入国後あるいは帰国後の期間を「3年以内」から「6年以内」とするものとする。
- 外国人生徒等に係る特別枠選抜の実施校について、いわき湯本高等学校（普通科）からいわき総合高等学校（総合学科）に変更し、次の7校とするものとする。
県立福島北高等学校（総合学科）
県立福島南高等学校（国際文化科）
県立あさか開成高等学校（国際科学科）
県立光南高等学校（総合学科）
県立会津学鳳高等学校（総合学科）
県立いわき総合高等学校（総合学科）
県立相馬総合高等学校（総合学科）

(9) 入学願書について

本県では、平成19年度入学者選抜まで、課程及び学科により第2志望の有無や通学区域の規定が異なることなどから、全日制課程と定時制課程については3種類の様式を示し、それに基づき各高等学校がそれぞれ作成していた。そのため、中学校において入学願書の不足が生じる場合には、あらためて当該高等学校へ受け取りに向かなければならない状況となっていた。また、高等学校においても、実際の出願者数以上に入学願書を準備しなければならない状況となっていた。

したがって、入学者選抜事務の一層の円滑な実施を図るため、令和7年度入学者選抜においては、次のようにすることが望ましい。

- 願書の性別欄については、性的少数者への配慮から設定しない。
- 全日制の課程と定時制の課程については、様式を前期選抜用、後期選抜用、連携型選抜用及び外国人生徒等に係る特別枠選抜用の4種類とし、県教育委員会が印刷し各中学校に配付するものとする。

- 中学校においては、記入に係る指導や点検について、これまで以上に入念に行うよう努めるものとする。高等学校においては、受付時に複数による点検を徹底するなど、より一層正確な事務処理に努めるものとする。

(10) 募集要項等について

本県では、平成21年度入学者選抜から、募集要項や志願理由書の配付を各高等学校のホームページを活用することにより、入学者選抜事務の合理化を図った。

この改善を受け、令和7年度入学者選抜においても、次のようにすることが望ましい。

- すべての選抜における募集要項及び前期選抜の特色選抜における志願理由書の様式を各高等学校のホームページに掲載し、原則として紙媒体での配付を行わないものとする。
- 中学校においては、募集要項等を各高等学校のホームページから印刷して志願者に配付し、志願理由書については、印刷された用紙に必要事項を記入して出願するものとする。
- 高等学校においては、募集要項等のホームページ掲載に係る校内体制を整備するとともに、ホームページ掲載時の点検を徹底するよう努めるものとする。中学校においては、ホームページからの印刷もれ等がないかの確認等について、入念に行うよう努めるものとする。

(11) 志願理由書の作成について

志願理由書については、平成24年度入学者選抜までボールペン又は万年筆による手書きの原本を提出することとしており、作成の途中で文字を書き間違えると最初から書き直す場合が多いことから、前期選抜の特色選抜を志願する生徒にとって負担となることが考えられる。そのため、中学校、高等学校双方から、志願理由書作成に係る生徒の負担軽減の観点から、手書きの原本を複写したものの提出も認めるべきなどの改善意見があった。

したがって、志願理由書の作成については次のようにすることが望ましい。

- 志願理由書については、ボールペン又は万年筆による手書きの原本を提出することを原則とするが、手書きの原本を複写したものを提出することも認めるものとする。
- 手書きの原本を複写したものを提出する場合、志願者氏名及び保護者氏名については、複写したものに直接自署するものとする。

(12) 前期・連携型選抜における合格者発表について

前期・連携型選抜の合格者を発表する際には、出願先高等学校において、特色・一般・連携型選抜を併せた合格者一覧を掲示しているが、遠隔地の高等学校を受験した生徒がいる中学校や受験校の多い中学校では、志願者の可否を出願先高等学校に出向いて確認することが負担となっていた。また、志願者は、自分がどの選抜で合格したのかは合格通知書により知ることができるが、中学校は知ることができない。

これらのことから、合格者発表については次のようにすることが望ましい。

- 合格者一覧については、県教育委員会が開設したウェブサイトにおいて、全ての高等学校の合格者一覧を掲載し、希望する中学校が必要に応じてダウンロードしているが、ウェブサイトの合格者発表直後はアクセスが集中することによって一時的にサイトにつながりにくい状態になることがあるため、技術的な改善策を検討するとともに、混乱を避けるため通知文等で周知するものとする。
- 中学校における生徒指導を充実させるため、合格者発表の際に、高等学校長は中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したかが分かる合格者一覧を提供する。
- 高等学校長は、入学者決定後、関係中学校長に入学者名簿（生徒がどの選抜で合格したかが分かるように記載したもの）を4月末までに送付する。

(13) 障がい等のある志願者に対する配慮について

これまでも、障がいのある生徒が受験する際には、生徒が在籍する中学校長から高等学校長へ連絡をし、様々な配慮を行ってきたが、平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを受け、次のようにすることが望ましい。

- 入学者選抜において、合理的配慮を受けるための諸手続等を入学者選抜実施要綱で示し、受験に際し不利益が生じないようにする。

- (14) 東日本大震災により避難している志願者に対する配慮について
令和7年度以降の福島県立高等学校における入学者選抜についても、東日本大震災及び原子力災害により、未だ多くの生徒が避難を余儀なくされている現状を踏まえ、事務手続きについて柔軟な対応をとる等、円滑な実施のための方策を当分の間継続する必要がある。
- (15) 追検査等について
各高等学校においてすべての選抜内容の追検査等を実施することから、受験者数や日程の面で1日での実施が難しい。また、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等への対応、非常災害による交通遮断への対応も考えられることから、地区ごとの統一会場を設定した場合に、急な状況の変化により、各高等学校での受験へと変更せざるを得ない状況になり、混乱を招くことが想定される。
このため、次のようにすることが望ましい。
- 追検査等の実施については、すべての選抜内容を実施していることを踏まえ、実施日を2日間とする。
- 追検査等の実施会場は出願先高等学校とする。
- (16) 追検査等の対象について
1人でも多くの志願者の受験機会を確保するため、追検査等の対象や検査が未完了の状態となった志願者について、次のようにすることが望ましい。
- 追検査等の受験資格がある志願者は、次の①～③のいずれかに該当する者とする。
- ① インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者
- ② ①以外の疾病や負傷により、やむを得ず欠席をした者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により欠席を余儀なくされた者
- 検査が未完了の状態となった志願者について、追検査等受験を許可した場合は、当該志願者が未完了の選抜の内容を実施し、他の志願者と併せて判定するものとする。その他の場合は、受験した選抜の内容のみで、他の志願者と併せて判定するものとする。
- (17) 県立高等学校から県立特別支援学校への出願先変更について
令和4年度入学者選抜までは、県立高等学校入学者選抜では、県立特別支援学校への出願先変更を、制度として設定していなかった。しかし、インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえ、次のようにすることが望ましいとの結論を得た。
- 学校教育法施行令第22条の3に定められた障がい有する者は、県立高等学校から県立特別支援学校への出願先変更ができることとする。
ただし、受験に際しては、変更先の県立特別支援学校が実施する教育相談を受ける必要がある。
- (18) 地域協働推進校等における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて
地域との協働による教育活動の充実により、地域が抱える課題の解決に向けて、地域創生の核となり社会に貢献できる人材を育成することを目指し、所在する市町村及び近隣市町村との連携の下、域外からの生徒を積極的に受け入れることで、当該高等学校及び当該地域双方の活性化に資することが期待できる。このことから、県立高等学校改革後期実施計画に定めた地域協働推進校等のうち、県教育委員会が定める次の高等学校において出願に関する弾力的な取扱いを、令和7年度入学者選抜から実施することを確認した。
- 県立川俣高等学校
県立猪苗代高等学校
県立川口高等学校
県立南会津高等学校
県立只見高等学校
- (19) ウェブ出願システム、デジタル採点システムの導入について
ウェブ出願システムの導入により、出願書類を志願先高等学校に持参する際の事故や紛失、紙媒体からデジタルデータに変換する際のミス等のリスクを軽減することが期待できるとともに、入試事務負担の軽減を図ることができる。
また、デジタル採点システムの導入により、採点ミスのリスクを軽減することが期待できるとともに、採点・点検の効率化を図ることができる。

このことから、ウェブ出願システムの整備やデジタル採点システムの活用について具体的に検討する必要がある。

なお、県立中学校入学者選抜についても同様に検討する必要がある。

5 令和8年度福島県立高等学校入学者選抜日程について

令和8年度福島県立高等学校入学者選抜における前期選抜日程及び後期選抜日程については、前期選抜の入試期間の長期化を避けるとともに、後期選抜の合格者発表日が、年度末業務等に影響を及ぼさないようにすることを考慮し、それぞれ以下のとおりとすることが望ましいとの結論を得た。

(1) 前期選抜日程

前期選抜については、学力検査日を令和8年3月4日（水）、合格者発表日を同年3月16日（月）とする。

(2) 後期選抜日程

後期選抜については、面接等の実施日を令和8年3月24日（火）、合格者発表日を同年3月25日（水）とする。

Ⅲ 今後の福島県立中学校・高等学校入学者選抜について

県立中学校入学者選抜においては、各中学校の特色に応じた選抜の在り方などについて検討を引き続き進めていくことが必要である。

また、高等学校入学者選抜においては、本制度の趣旨を十分に踏まえ、より円滑な中高連携及び高等学校の魅力化・特色化につながる選抜となることを目指し、本会議での審議の過程で提示された様々な意見等をもとに、本制度の一層の浸透及び改善等に資するよう検討を進めていくことが必要である。特に、特色選抜の在り方については、趣旨が生かされるよう改善に向けて引き続き検討が必要である。

令和7年度福島県立中学校・高等学校入学者選抜関係日程

令和6年			令和7年									
12月			1月			2月		3月				
日	曜	県立中学校	日	曜	県立中学校	県立高等学校	日	曜	県立高等学校	日	曜	県立高等学校
1	日		1	水	(元日)		1	土		1	土	(高校卒業式)
2	月		2	木			2	日		2	日	
3	火		3	金			3	月		3	月	
4	水	出願	4	土			4	火	前期・連携型出願 通信制出願	4	火	
5	木	↓	5	日			5	水	↓	5	水	前期・連携型選抜 学力検査・一般面接
6	金	↓	6	月			6	木	↓	6	木	(一般面接・特色面接・連 携型面接等)
7	土		7	火			7	金	前期・連携型選抜締切	7	金	(一般面接・特色面接・連 携型面接等)
8	日		8	水			8	土		8	土	
9	月	↓	9	木			9	日		9	日	
10	火	出願締切 (消印有効)	10	金			10	月	前期・連携型選抜出願先変更	10	月	
11	水		11	土	一般選抜 スポーツ選抜		11	火	(建国記念の日)	11	火	追検査等
12	木		12	日			12	水	↓	12	水	追検査等
13	金		13	月	(成人の日)		13	木	前期・連携型選抜出願先変更締切	13	木	(中学校卒業式)
14	土		14	火			14	金	調査書提出	14	金	前期・連携型合格者発表
15	日		15	水			15	土		15	土	
16	月		16	木			16	日		16	日	
17	火		17	金			17	月	調査書提出締切	17	月	後期出願
18	水		18	土			18	火		18	火	後期出願締切
19	木		19	日			19	水		19	水	後期出願先変更
20	金		20	月			20	木		20	木	
21	土		21	火	選抜結果通知		21	金		21	金	
22	日		22	水	確約書の提出		22	土		22	土	
23	月		23	木	↓		23	日	(天皇誕生日)	23	日	
24	火		24	金	↓		24	月	(振替休日)	24	月	後期面接等
25	水		25	土			25	火		25	火	後期合格者発表
26	木		26	日			26	水		26	水	
27	金		27	月	↓		27	木		27	木	
28	土		28	火	確約書締切 (午前)		28	金		28	金	通信制締切
29	日		29	水	欠員補充					29	土	
30	月		30	木	↓					30	日	
31	火		31	金	↓ (2月4日まで)					31	月	

※ 令和7年度県立高等学校入学者選抜追検査実施日を2日間とすることについて

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染拡大により、追検査受験者数の増加を想定する必要があるため。
また、欠席したすべての前期選抜内容の追検査等を実施することから、日程の面で1日での実施が難しいため。

令和7年度福島県立中学校入学志願に関する調査書

				受験番号								
志 願 者	ふりがな			性別	出 欠 の 記 録							
	氏 名				区分 学年	出席しなければ ならない日数	欠席日数	主な欠席理由				
	生年月日	平成	年	月	日生	5年						
	卒業	令和	年	月	卒業見込	6年						
各 教 科 の 学 習 の 記 録												
教科		国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語		
評 定	5年											
	6年											
総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録												
評 価	5年					6年						
行 動 の 記 録						特 別 活 動 の 記 録						
項 目	学 年	5年	6年	学 年	5年	6年	事 実 及 び 所 見					
基本的な生活習慣				学級活動								
健康・体力の向上				児童会活動								
自主・自律				クラブ活動								
責 任 感				学校行事								
創 意 工 夫				総 合 所 見 及 び 参 考 と な る 諸 事 項								
思いやり・協力												
生命尊重・自然愛護												
勤 労 ・ 奉 仕												
公 正 ・ 公 平												
公 共 心 ・ 公 徳 心												
本書の記載に誤りがないことを証明します。 令和 年 月 日												
						立	学校長			印		
						記載責任者氏名						

受 験 番 号
※ 番

※印の欄には記入しない。

令和7年度特色選抜志願理由書

令和 年 月 日

福島県立〇〇高等学校長 様

学 校 名

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (保護者自署)

私は、下記により、貴校 科第1学年に入学を志願いたします。

志 願 の 動機・理由	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>(注) 志願の動機・理由以外の記載項目については各高等学校が定める。 なお、記入上の注意については、下記1～3のほか必要に応じて 付け加えてよい。 また、複数ページになる場合は、片面で作成するか、両面で作成す るかを明記する。</p> </div>

(記入上の注意)

- 1 志願者自筆とし、筆記用具はボールペン又は万年筆を使用する。
ただし、記入したものを複写して提出する場合、使用する筆記用具は問わない。
- 2 記入したものを複写して提出する場合、志願者氏名及び保護者氏名については複写したものにボールペン又は万年筆で直接自署する。
- 3 志願の動機・理由の欄は、当該高等学校・学科等を志願する動機や理由等について記入する。

自己申告書

令和 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

学 校 名

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (保護者自署)

私は、貴校第1学年に入学を志願するに当たり、次のとおり申告いたします。

志願者記入欄 (長期欠席等の理由など)			
(保護者記入欄)			
住所		電話番号	

(記入上の注意)

- 1 筆記用具はボールペン又は万年筆を使用する。
- 2 志願者記入欄は、本人が自筆にて記入する。
- 3 保護者は、必要に応じて保護者記入欄に補足してもよい。その際は、保護者が自筆にて記入する。
- 4 住所・電話番号欄には、志願者の住所及び電話番号を記入する。
- 5 提出に当たっては、志願者は、自己申告書を厳封の上、志願先の高等学校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒 (定形) を同封する。

令和 8 年度福島県立中学校・高等学校入学者選抜関係日程

令和7年			令和8年									
12月			1月		2月		3月					
日	曜	県立中学校	日	曜	県立中学校	県立高等学校	日	曜	県立高等学校	日	曜	県立高等学校
1	月		1	木	(元日)		1	日		1	日	
2	火		2	金			2	月		2	月	
3	水		3	土			3	火		3	火	
4	木		4	日			4	水		4	水	前期・連携型選抜 学力検査・一般面接
5	金		5	月			5	木		5	木	(一般面接・特色面接・連 携型面接等)
6	土		6	火			6	金		6	金	(一般面接・特色面接・連 携型面接等)
7	日		7	水			7	土		7	土	
8	月		8	木			8	日		8	日	
9	火		9	金			9	月		9	月	
10	水		10	土	一般選抜 スポーツ選抜		10	火		10	火	追検査等
11	木		11	日			11	水		11	水	追検査等
12	金		12	月	(成人の日)		12	木		12	木	
13	土		13	火			13	金		13	金	(中学校卒業式)
14	日		14	水			14	土		14	土	
15	月		15	木			15	日		15	日	
16	火		16	金			16	月		16	月	前期・連携型合格者発表
17	水		17	土			17	火		17	火	
18	木		18	日			18	水		18	水	
19	金		19	月			19	木		19	木	
20	土		20	火	選抜結果通知		20	金		20	金	(春分の日) (予定)
21	日		21	水			21	土		21	土	
22	月		22	木			22	日		22	日	
23	火		23	金			23	月	(天皇誕生日)	23	月	
24	水		24	土			24	火		24	火	後期面接等
25	木		25	日			25	水		25	水	後期合格者発表
26	金		26	月			26	木		26	木	
27	土		27	火			27	金		27	金	
28	日		28	水			28	土		28	土	
29	月		29	木						29	日	
30	火		30	金						30	月	通信制出願締切
31	水		31	土						31	火	